

# 2025 年度入国ベトナム就労前説明会参考資料一覧

【参照資料】1	2025 年度 EPA 看護師・介護福祉士候補者 導入研修について	1
【参照資料】2	就労ガイダンス（目次抜粋）	2
【参照資料】3	EPA 候補者等の雇用契約の要件（給与への学歴の反映）について	5
【参照資料】4	外国人を雇用する事業主の方へ（外国人雇用状況の届出について）	7
【参照資料】5	EPA 看護師・介護福祉士／EPA 候補者の国外（日本以外） 居住親族に係る扶養控除の適用について	13
【参照資料】6	令和 6 年度地域別最低賃金改定状況	14
【参照資料】7	EPA 看護師等の受入れに関する留意事項	15
【参照資料】8	2025 年度入国ベトナム人看護師候補者受入れ後の各種手続きについて	18
【参照資料】9	2025 年度入国ベトナム人介護福祉士候補者受入れ後の各種手続きについて	20

2025年度 EPA 看護師・介護福祉士候補者 導入研修について

経済連携協定に基づき日本に入国する EPA 看護師・介護福祉士候補者に対して、受入れ施設での就労前に看護・介護に関する最低限必要な知識を取得する事を目的に看護・介護導入研修を実施する。

本研修においては、受入れ施設内研修への円滑な移行を図るという観点から策定されたカリキュラムに基づき、母国語対訳テキストを使用して、研修を行う。

看護導入研修では、日本の社会保障や社会福祉法、各種保険制度、看護の機能と役割・保健活動等の導入部分に相当する基礎的な知識を研修する。

介護導入研修では、国家試験オリエンテーションをはじめ、介護の基本、コミュニケーション技術、移動の介護、食事の介護、排泄の介護、衣服の着脱の介護、入浴・清潔の介護（講義・演習）の導入部分に相当する基礎的な知識・技能を研修する。

もくじ  
目次

I.	しゅうろう	しりょう	就労ガイダンス資料	1
1.	ざいりゅうしかく		在留資格について	2
	1)	かんごし	かいごふくししこうほしや	ざいりゅうしかく
		EPA看護師・介護福祉士候補者の在留資格について		
	2)	かんごし	かいごふくしし	ざいりゅうしかく
		EPA看護師・介護福祉士の在留資格について		
	3)	かんごし	かいごふくしし	かぞくたいざい
		EPA看護師・介護福祉士の家族滞在について		
2.	ざいりゅうかんりせいど		在留管理制度について	9
	1)	しゅつにゆうこくこう	てつづ	
		出入国港での手続き		
	2)	ざいりゅう		
		在留カード		
	3)	さいにゆうこくきよかせいど	いちじきこく	さい
		みなし再入国許可制度（一時帰国する際の手続き）		
	4)	しちょうそん	てつづ	
		市町村での手続き		
3.	りょけん		旅券について	16
	1)	りょけん		
		旅券（パスポート）		
4.	しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちょう	たいしかんおよ	かくしゅそうだんまどぐち	17
	◇	ちほうしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく	がいこくじんざいりゅうそうごう	
		地方出入国在留管理局、外国人在留総合インフォメーションセンター		
	◇			
		インフォメーションセンター		
	◇	がいこくじんそうごうそうだんしえん		
		外国人総合相談支援センター		
	◇	たいしかん	りょうじかん	
		大使館・領事館		
	◇	JICWELS	がいこくじんこうほしやそうだんまどぐち	
		外国人候補者相談窓口		
	◇	ぎょうせい	き	かんかくしゅそうだんまどぐち
		行政機関各種相談窓口		
	◇	ろうどうきょく	きじゅんぶかんとくか	とどうふけん
		労働局基準部監督課（都道府県）		
	◇	にほんねんきんきこう		
		日本年金機構		
	◇	ぜんこくけんこうほけんきょうかい	きょうかい	
		全国健康保険協会（協会けんぽ）		
	◇	こくぜいちょう		
		国税庁		

5. ろうどうじょうけん  
労働条件について . . . . . 21
- 1) ろうどうけいやく  
労働契約について
  - 2) かいこ  
解雇について
  - 3) ろうどうけいやく ないよう へんこう  
労働契約の内容の変更について
  - 4) ちんぎん しはらいなど  
賃金の支払等について
  - 5) さいていちんぎんせいど  
最低賃金制度について
  - 6) ろうどう じ かん きゅうけい きゅうじつ ねん じ ゆうきゅうきゅうか  
労働時間、休憩、休日、年次有給休暇について
  - 7) ちんぎん ふ こ つうちょう ほかん  
賃金が振り込まれる通帳の保管
  - 8) りょけん ざいりゅう ほかん  
旅券、在留カードの保管について
  - 9) たいしよく じ きんびん へんかん  
退職時の金品の返還
  - 10) あんぜんえいせい けんこうかんり  
安全衛生と健康管理について
  - 11) きしゆくしゃなど しせいかつ じゆう あんぜんえいせいかんり  
寄宿舎等における私生活の自由と安全衛生管理
6. しゃかいろうどうほけん  
社会労働保険について . . . . . 33
- 1) こようほけん  
雇用保険
  - 2) けんこうほけん  
健康保険
  - 3) こうがく いりょう ひ  
高額医療費
  - 4) こうせいねんきん  
厚生年金
  - 5) ろうさいほけん  
労災保険
7. しよとくぜい  
所得税について . . . . . 41
8. じゅうみんぜい  
住民税について . . . . . 42
- 1) じゅうみんぜい  
住民税とは
  - 2) たいしよく ひと  
対象となる人とは
  - 3) かぜいたいしよく しよとく はんい  
課税対象となる所得の範囲とは
  - 4) がいこくぜいがくこうじよ  
外国税額控除とは
  - 5) じゅうみんぜい しはら じき  
住民税の支払い時期について
9. しよとくぜい ふようこうじよ  
所得税の扶養控除 . . . . . 45
- 1) ふようこうじよ  
扶養控除について

べっし  
 <別紙>

1.	こようけいやくしょ がた 雇用契約書のひな形	46
2.	きゆうよめいさい およ ぜいきん みかた 給与明細のサンプル及び税金の見方について	64
3.	けんこうほけん こうせいねんきんほけん ほけんりょうがくひょう 健康保険・厚生年金保険の保険料額表	66
4.	だつたいいちじきんせいきゆうしょ こくみんねんきん・こうせいねんきんほけん 脱退一時金請求書（国民年金/厚生年金保険）	
	にほん しゅつこく がいこくじん 日本から出国される外国人のみなさまへ	67
5.	きゆうよしょとく げんせんちようしゆうぜいがくひょう 給与所得の源泉徴収税額表	75
6.	かくしゆと あ まどぐちいらんひょう 各種問い合わせ窓口一覧表	79
II.	しゅうろうとう かん 就労等に関するQ & A	83

(別添)

**EPA 候補者等の雇用契約の要件(給与への学歴の反映)に関する Q&A**

(公社)国際厚生事業団

Q. 就業規則、給与規程等で日本人職員の給与は学歴を基に決定する旨を規定している場合、インドネシア人、フィリピン人、ベトナム人候補者等の学歴の基準はどう考えればよいですか。

A.

## ●候補者等の学歴の基準の考え方

EPA に基づく候補者の受入れにおいては、候補者の学歴等の要件が定められております。インドネシア人、ベトナム人看護師・介護福祉士候補者は、専門学校卒以上、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者は、4年制大学卒以上です。

厚生労働省によれば、就業規則や給与規程等において、日本人職員の給与は学歴を基に決定する旨を規定している場合は、候補者等にも同様に適用する必要があるため、例えば、母国の専門学校または4年制大学卒以上の学歴を有する候補者等の給与の基準を「高卒」に設定することは、実際の学歴よりも低く設定することとなり、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることとする同等報酬の要件を満たしているとは言えないとの回答がありました。

したがって、就業規則及び給与規程等で日本人職員の給与は学歴を基に決定する旨を規定している場合は、下表をご参照の上、候補者等の学歴に対応した給与を設定してください(表1ご参照)。

【表1. 候補者等の母国での最終学歴と日本の給与に適用する学歴について】

看護師候補者、看護師(資格取得者)		
国	母国での最終学歴	日本の給与に適用する学歴
インドネシア	インドネシアにある看護専門学校の修了証書Ⅲ <sup>(※1)</sup> 取得者	専門学校卒以上
	インドネシアにある看護専門学校の修了証書Ⅳ <sup>(※2)</sup> 取得者、大学の看護学部卒業者又はそれ以上の者	大卒以上
フィリピン	フィリピンにある大学の看護学部卒業者又はそれ以上の者	大卒以上
ベトナム	ベトナムにある3年制の看護課程修了者	専門学校卒以上
	ベトナムにある4年制の看護課程修了者又はそれ以上の者	大卒以上

(※1)「修了証Ⅲ」とは、インドネシアの高等教育に関する政令に定義する高等学校教育の修了後、インドネシアにおいて3年間の専門教育を修了した資格をいう。

(※2)「修了証Ⅳ」とは、インドネシアの高等教育に関する政令に定義する高等学校教育の修了後、インドネシアにおいて4年間の専門教育を修了した資格をいう。

介護福祉士候補者、介護福祉士(資格取得者)		
国	母国での最終学歴	日本の給与に適用する学歴
インドネシア	①インドネシアにある看護専門学校の修了証書Ⅲ <sup>(※1)</sup> 取得者	専門学校卒以上
	②インドネシアにある①以外の専門学校の修了証書Ⅲ取得者 <sup>(※1)</sup>	
	③インドネシアにある看護専門学校の修了証書Ⅳ <sup>(※2)</sup> 取得者、大学の看護学部卒業者又はそれ以上の者	大卒以上
	④インドネシアにある③以外の専門学校の修了証書Ⅳ <sup>(※2)</sup> 取得者、大学の卒業者又はそれ以上の者	
フィリピン	フィリピンにある看護学校 <sup>(※3)</sup> 卒業者	大卒以上
	フィリピンにある高等教育機関から学位号を取得した者又はそれ以上の者	
ベトナム	ベトナムにある3年制の看護課程の修了者	専門学校卒以上
	ベトナムにある4年制の看護課程の修了者又はそれ以上の者	大卒以上

(※1)「修了証Ⅲ」とは、インドネシアの高等教育に関する政令に定義する高等学校教育の修了後、インドネシアにおいて3年間の専門教育を修了した資格をいう。

(※2)「修了証Ⅳ」とは、インドネシアの高等教育に関する政令に定義する高等学校教育の修了後、インドネシアにおいて4年間の専門教育を修了した資格をいう。

(※3)「看護学校」とは、フィリピン政府により認められた高等教育機関であって、看護学士の課程を運営するためのものをいう。

# 1 外国人労働者の雇入れ・離職の際には その氏名、在留資格などについて ハローワークへの届出が必要です

## 事業主の外国人雇用状況の届出義務

雇用対策法（平成19年10月1日施行）に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れおよび離職の際に、その氏名、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

### 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）抜粋

（外国人雇用状況の届出等）

第二十八条（抄）

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合またはその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

### ●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない方で、在留資格「外交」「公用」以外の方が届出の対象となります。また、「特別永住者」は届出の対象にはなりません。

### ●届出の方法について

外国人雇用状況の届出方法については、該当する外国人が雇用保険の被保険者か否かによって、使用する様式や届出先、届出期限が異なります。

①雇用保険の被保険者となる外国人の場合 →P.3～P.4をご確認ください。

②雇用保険の被保険者でない外国人の場合 →P.5をご確認ください。

インターネット上でキーワード「外国人雇用状況届出システム」で検索できるほか、  
・ハローワークインターネットサービス・大卒等就職情報WEB提供サービス・しごと情報ネットのホームページからもリンクしています。

このバナーが目印です



※これまでに「様式第3号」の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザID及びパスワードを取得することはできません。お手数ですが、様式第3号を届けたハローワークまでお問合せください。

### ●届出事項の確認方法について

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カードまたは旅券（パスポート）などの提示を求め、届け出る事項を確認してください。 →P.6をご確認ください。







# ●届出事項の確認方法

外国人雇用状況の届出に際しては、外国人労働者の在留カードまたは旅券（パスポート）などの提示を求め、届ける事項を確認してください。

また、「留学」や「家族滞在」などの在留資格の外国人が資格外活動許可を受けて就労する場合は、在留カードや旅券（パスポート）または資格外活動許可書などにより、資格外活動許可を受けていることを確認してください。

なお、事業主の方が外国人労働者の在留資格等の確認を行う必要がありますが、在留カード等のコピーをハローワークに提出する必要はありません。

① 氏名	日常生活で使用している通称名ではなく、必ず本名を記入してください。在留カードの①「氏名」欄には、姓、名、ミドルネームの順で記載されています。3つ目以降に記載されているものはすべてミドルネームです。
② 在留資格	<p>在留カードの②「在留の資格」または旅券（パスポート）面の上陸許可証印（※1）に記載されたとおりの内容を記入してください。</p> <p>在留資格が「特定活動」の場合には、通常、旅券に添付されている指定書（※2）で活動類型を確認し、届出用紙の在留資格記載欄に、以下のいずれかを記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特定活動（ワーキングホリデー）</li> <li>●特定活動（EPA）</li> <li>●特定活動（高度学術研究活動）</li> <li>●特定活動（高度専門・技術活動）</li> <li>●特定活動（高度経営・管理活動）</li> <li>●特定活動（高度人材の就労配偶者）</li> <li>●特定活動（建設分野）</li> <li>●特定活動（造船分野）</li> <li>●特定活動（外国人調理師）</li> <li>●特定活動（ハラル牛肉生産）</li> <li>●特定活動（その他）</li> </ul>
③ 在留期間	在留カードの③「在留期間」欄に記載された日付または旅券（パスポート）面の上陸許可証印（※1）に記載されたとおりの内容を記入してください。
④ 生年月日 ⑤ 性別 ⑥ 国籍・地域	在留カードまたは旅券（パスポート）面の該当箇所を転記してください。
⑦ 資格外活動許可の有無	資格外活動許可を得て就労する外国人の場合は、在留カード裏面の⑦「資格外活動許可欄」や資格外活動許可書（※3）または旅券（パスポート）面の資格外活動許可証印（※4）等で資格外活動許可の有無、許可の期限、許可されている活動の内容をご確認ください。

在留カード例（表面）

在留カード例（裏面）

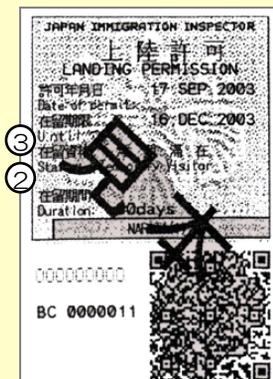


※1 上陸許可証印

※2 指定書

※3 資格外活動許可書

※4 資格外活動許可証印



## ●「在留カード」について

出入国管理および難民認定法の改正により、平成24年7月9日から新しい在留管理制度が始まりました。新しい制度の開始に伴い、中長期在留者（※5）に「在留カード」が交付されます。

※新しい在留管理制度については、以下のホームページをご覧ください。

法務省 入国管理局 新しい在留管理制度がスタート！[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/index.html](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html)

※5 中長期在留者とは、以下のいずれにもあてはまらない人です。

- ①「3月」以下の在留期間が決定された人
- ②「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③「外交」または「公用」の在留資格が決定された人等
- ④特別永住者
- ⑤在留資格を有しない人

## ●「外国人登録証明書」は、一定の期間、在留カードとみなされます

平成24年7月9日をもって、外国人登録制度が廃止されました。

ただし、中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」は、一定の期間、在留カードと見なされますので、その人が引き続き外国人登録証明書を所有している場合は、外国人登録証明書等によって必要な届出事項を確認してください。

### 「外国人登録証明書」が在留カードとみなされる期間

平成24年7月9日時点において、本人が有する在留資格およびその年齢により、「外国人登録証明書」が在留カードとみなされる期間は、以下のようになります。

永住者	16歳以上の人・・・平成27年7月8日まで
	16歳未満の人・・・平成27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特定活動（注） （注）特定研究活動等により「5年」の在留期間が付与されている人に限ります。	16歳以上の人・・・在留期間の満了日または平成27年7月8日のいずれか早い日まで
	16歳未満の人・・・在留期間の満了日、平成27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
それ以外の在留資格	16歳以上の人・・・在留期間の満了日
	16歳未満の人・・・在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで

### ①氏名

### ②在留資格

P.6の②に準じて記入してください。

### ③在留期間

右図③に記載された在留期間（満了の日）を記入してください。なお、外国人登録証明書には「次回確認（切替）申請期間」が赤字で記載されていますが、これは在留期間（期限）ではありませんので、間違えないようご注意ください。

### ④生年月日

### ⑤性別

### ⑥国籍・地域

※資格外活動許可の有無については、資格外活動許可書（P6※3）または旅券（パスポート）面の資格外活動許可証印（P6※4）等で資格外活動許可の有無、許可の期限、許可されている活動の内容をご確認ください。

### 外国人登録証明書



## EPA 看護師・介護福祉士／EPA 候補者の国外（日本以外）居住親族に係る扶養控除の適用について

貴施設にて就労しているEPA 看護師・介護福祉士／EPA 候補者の方で、施設内にて扶養控除の手続きを行っている場合は、下記書類が必要となります。

なお、下記書類は、該当の EPA の方が直接取り寄せる必要があります。

**送金関係書類**は扶養控除等を適用する**親族各人ごと**に必要な書類となります。

**親族関係書類** 国外居住親族が親族であることを証するもの

○外国政府又は地方公共団体などが発行した書類で、国外居住親族の氏名、生年月日及び住所の記載があるもの

一つの書類で証明できない場合は複数枚必要

例：フィリピン Certificate of Birth, Certificate of Residence

インドネシア Surat keluarga

ベトナム Ho khai

**送金関係書類** （年末調整時に必要）国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を証明するもの

○ 金融機関が発行する、対象の年に国外居住親族に支払いを行った外国送金依頼書等控え全て

\*注意 国外居住親族が複数いる場合には、送金関係書類は扶養控除等を適用する国外居住親族の各人ごとに必要

詳細については下記のホームページをご参照ください

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/kokugai/index.htm>

ご不明な点は、最寄りの税務署などにお尋ねください。

## 令和6年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
北海道	1010	(960)	令和6年10月1日
青森	953	(898)	令和6年10月5日
岩手	952	(893)	令和6年10月27日
宮城	973	(923)	令和6年10月1日
秋田	951	(897)	令和6年10月1日
山形	955	(900)	令和6年10月19日
福島	955	(900)	令和6年10月5日
茨城	1005	(953)	令和6年10月1日
栃木	1004	(954)	令和6年10月1日
群馬	985	(935)	令和6年10月4日
埼玉	1078	(1028)	令和6年10月1日
千葉	1076	(1026)	令和6年10月1日
東京	1,163	(1113)	令和6年10月1日
神奈川	1,162	(1112)	令和6年10月1日
新潟	985	(931)	令和6年10月1日
富山	998	(948)	令和6年10月1日
石川	984	(933)	令和6年10月5日
福井	984	(931)	令和6年10月5日
山梨	988	(938)	令和6年10月1日
長野	998	(948)	令和6年10月1日
岐阜	1001	(950)	令和6年10月1日
静岡	1034	(984)	令和6年10月1日
愛知	1077	(1027)	令和6年10月1日
三重	1023	(973)	令和6年10月1日
滋賀	1017	(967)	令和6年10月1日
京都	1058	(1008)	令和6年10月1日
大阪	1114	(1064)	令和6年10月1日
兵庫	1052	(1001)	令和6年10月1日
奈良	986	(936)	令和6年10月1日
和歌山	980	(929)	令和6年10月1日
鳥取	957	(900)	令和6年10月5日
島根	962	(904)	令和6年10月12日
岡山	982	(932)	令和6年10月2日
広島	1020	(970)	令和6年10月1日
山口	979	(928)	令和6年10月1日
徳島	980	(896)	令和6年11月1日
香川	970	(918)	令和6年10月2日
愛媛	956	(897)	令和6年10月13日
高知	952	(897)	令和6年10月9日
福岡	992	(941)	令和6年10月5日
佐賀	956	(900)	令和6年10月17日
長崎	953	(898)	令和6年10月12日
熊本	952	(898)	令和6年10月5日
大分	954	(899)	令和6年10月5日
宮崎	952	(897)	令和6年10月5日
鹿児島	953	(897)	令和6年10月5日
沖縄	952	(896)	令和6年10月9日
全国加重平均額	1055	(1004)	—

※括弧書きは、令和5年度地域別最低賃金

## EPA 看護師等の受入れに関する留意事項

(公社) 国際厚生事業団 受入支援部

平素より当事業団の事業に対しまして格別なるご理解を賜り、誠にありがとうございます。

この度、EPA 看護師等から当事業団に寄せられた相談内容から、EPA 看護師等の雇用管理上、ご留意いただきたい点を下記のとおりまとめました。受入れ機関の皆様におかれましては、労働関連法令や EPA に基づく受入れのルールについて、本資料で再度ご確認ください、引き続き適切にご対応いただきますようお願いいたします。

## 1. 年次有給休暇について

EPA 看護師等の受入れ機関は、その雇入れの日から 6 か月以上継続勤務し、全労働日の 8 割以上出勤した候補者に対しては、年次有給休暇を与えなければなりません。

また、年次有給休暇を取得した EPA 看護師等に対して、賃金の減額その他の不利益な取扱いをしないようにしなければなりません。

EPA 看護師等が退職し、帰国する前などは、年次有給休暇の請求が行われることが多いものです。年次有給休暇は基本的に候補者が請求した時季に与えることが必要です。退職・帰国前に年次有給休暇を請求した場合、原則、これに応じる必要があります。

使用者の時季変更権の行使については、事業の正常な運営を妨げる場合にのみ認められるものであり、使用者は、候補者が指定した時季に年次有給休暇を取得できるよう、状況に応じた配慮をする必要があります。

なお、EPA 看護師等の場合、一時帰国の際には長期の休暇が必要となる場合がありますので、取得時期や他の従業員との調整などについて早めに相談し、調整を行うようお願いいたします。

## 【参考】労働基準法第 39 条

週所定労働日数が 5 日以上または週所定労働時間が 30 時間以上の候補者に対しては、下表の年次有給休暇が付与されます。

勤続勤務年数	6 ヶ月	1 年 6 ヶ月	2 年 6 ヶ月	3 年 6 ヶ月	4 年 6 ヶ月	5 年 6 ヶ月	6 年 6 ヶ月以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

## 2. 候補者の解雇・退職勧奨について

EPA 候補者の受入れ機関におかれては、看護師候補者については3年間、介護福祉士候補者については4年間（特例による滞在延長した場合には、看護師候補者4年間、介護福祉士候補者5年間）雇用契約書に定められた受入れ施設において雇用を継続することが必要です。

EPA 候補者の雇用契約は、期間の定めのある労働契約（有期労働契約）であり、やむを得ない事由がない限り、契約期間の途中に解雇することはできません。

受入れ機関による EPA 候補者の自由な意思の決定を妨げる退職勧奨は、違法な権利行使に当たるとされる場合があります。

### 【参考】労働契約法第 17 条（期間途中の解雇）

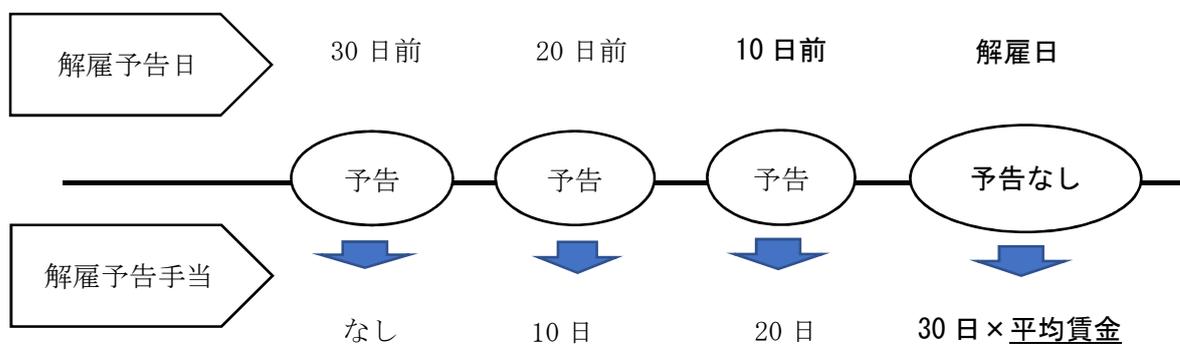
#### 労働基準法第 20 条（解雇の予告）

有期労働契約の場合は、原則として、やむを得ない事由がない限り、契約期間内に解雇することはできません。有期労働契約期間中の解雇は、無効と判断される可能性が、期間の定めのない労働契約の解雇の場合よりも高いと考えられるため、留意が必要です。

また、やむを得ず解雇する場合であっても、

- ・ 少なくとも 30 日前までの予告、
- ・ 30 日前までの予告を行わないで解雇する場合、解雇までの日数に応じた解雇予告手当の支払いが必要です。

$$\text{支払額} = \text{平均賃金} \times (30 \text{ 日} - \text{解雇予告日から解雇までの日数})$$



### 3. 妊娠・出産等に係る休暇等について

妊娠・出産については、労働基準法、育児・介護休業法で、産前産後休暇の付与、育児休業の付与等が定められております。妊娠・出産等を理由に雇用契約を解除する等、不利益な取り扱い、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法違反になります。また、事業主には妊娠や育児休業等を理由としたハラスメント防止措置が義務付けられています。

病気の治療等については、受入れ機関に病気療養のための休暇制度が設けられている場合は、これに基づき適切に対応するよう、お願いいたします。

### 4. 帰国旅費の負担について

EPA 候補者の帰国旅費の負担については、法務省告示により、候補者の帰国旅費の確保等帰国担保措置を講じていることが受入れ機関の要件とされております。

また、候補者との雇用契約書においては、雇用契約終了の際の候補者の帰還費用は、雇用契約の終了の原因が候補者の重大な責に帰する場合を除き、受入れ機関が負担することとされております。試験に合格しなかったことは候補者の重大な責に帰する場合に該当しないことにつきましては、当事業団のホームページや EPA 候補者の募集要項においてご案内させていただいておりますが、再度のご確認をお願いいたします。

ここでいう候補者の重大な責に帰する場合とは、例えば候補者が受入れ機関において定める就業規則に基づく懲戒解雇にあたるなどの場合が想定されます。そのため、原則として帰国しなければならない際の最終的な帰国旅費の負担の責任は、受入れ機関となりますことを申し添えます。

また、EPA 候補者が国家試験合格後に帰国する場合については、EPA 候補者が在留資格を EPA 資格取得者に切り替えるまでは、EPA 候補者として取り扱われますので、この場合の帰国旅費は受入れ機関となります。

なお、帰国前後には、未支給分の給与や税金の精算等の手続きが必要です。詳細につきましては、当事業団よりご案内いたしますので、雇用契約を終了する際に、ご連絡をいただきますようお願いいたします。

以上

# 2025年度入国ベトナム人看護師候補者受入れ後の各種手続きについて

【参考資料】8-1

年	時期	手続内容	手続窓口	備考
2025	6月4日	入国日	—	
	7月29日～8月5日	導入研修及び就労ガイダンス【参考資料1,2参照】	JICWELS	
	8月6日	日本語等研修終了・日本語等研修会場への出迎え、施設までの引率	JICWELS	受入機関(施設)のご担当者は、日本語等研修会場まで候補者を出迎え、受入施設までの引率をお願いいたします。
	8月7日	就労開始	—	
		転入届の提出	市区町村窓口	日本語等研修終了後、新しい居住地へ引っ越ししてから、14日以内に本人が居住する市区町村役場に転入届を提出して下さい。
	8～9月	外国人雇用状況の届出	ハローワーク	雇い入れた日の属する月の翌月10日までにハローワークにご提出下さい。
	8～9月	看護研修プログラムの提出	JICWELS	看護研修計画に基づく「看護研修プログラム」を国家試験(翌年2月までの分)を作成して下さい。
	10月	滞在管理費のお支払のお支払い	JICWELS	20,000円(税別)/1名、1年間当たりをJICWELSへお支払下さい。
2026	1月	厚生労働省通知様式定期報告及び法務省通知様式定期報告の提出 それぞれの定期報告の様式については後ページ参照	JICWELS	1月1日現在の状況を毎年2月20日までに提出して下さい。
	2月	看護師国家試験	—	
	3月末	看護師国家試験合格発表	—	—
	3～4月上旬	随時報告 厚生労働省通知様式第7-1「看護師国家試験合格結果報告書」	JICWELS	合格判明後速やかにご提出下さい。
	5月	滞在管理費のお支払	JICWELS	20,000円(税別)/1名、1年間当たりをJICWELSへお支払下さい。
	6月	看護研修プログラムの提出	JICWELS	「看護研修プログラム」を国家試験(翌年2月までの分)作成して下さい。
	4～6月	在留期間更新手続き	各地方入国管理局 (支局、出張所)	在留期間満了の3ヵ月前から手続きが可能です。
	6月4日	<b>在留資格更新締切期限</b>		
11月	看護師国家試験受験手続	地方厚生局又は 地方厚生支局	看護師国家試験受験の手続きをお願いいたします。	
2027	1月	厚生労働省通知様式定期報告及び法務省通知様式定期報告の提出 それぞれの定期報告の様式については後ページ参照	JICWELS	1月1日現在の状況を毎年2月20日までに提出して下さい。
	2月	看護師国家試験	—	
	3月末	看護師国家試験合格発表	—	—
	3～4月上旬	随時報告 厚生労働省通知様式第7-1「看護師国家試験合格結果報告書」	JICWELS	合格判明後速やかにご提出下さい。
	5月	滞在管理費のお支払	JICWELS	20,000円(税別)/1名、1年間当たりをJICWELSへお支払下さい。
	6月	看護研修プログラムの提出	JICWELS	「看護研修プログラム」を国家試験(翌年2月までの分)作成して下さい。
	4～6月	在留期間更新手続き	各地方入国管理局 (支局、出張所)	在留期間満了の3ヵ月前から手続きが可能です。
	6月4日	<b>在留資格更新締切期限</b>		
11月	看護師国家試験受験手続	地方厚生局又は 地方厚生支局	看護師国家試験受験の手続きをお願いいたします。	
2028	1月	厚生労働省通知様式定期報告及び法務省通知様式定期報告の提出 それぞれの定期報告の様式については後ページ参照	JICWELS	1月1日現在の状況を毎年2月20日までに提出して下さい。
	2月	看護師国家試験	—	
	3月末	看護師国家試験合格発表	—	—
	3～4月上旬	随時報告 厚生労働省通知様式第7-1「看護師国家試験合格結果報告書」	JICWELS	合格判明後速やかにご提出下さい。

合格した年	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>滞在管理費のお支払 10,000円(税別)/1名 1年間当たりのJICWELSへのお支払</li> <li>看護師免許の申請 最寄りの保健所にて申請</li> </ul>	<b>雇用契約を終了し、帰国する場合の手続き</b> JICWELSへ提出書類 ※EPA統合システム( <a href="https://jicwels.net/lac/Account/Login">https://jicwels.net/lac/Account/Login</a> )より提出 ・雇用契約終了報告書(厚生労働省通知様式第6号) ・地方入国管理局報告向け 雇用契約終了報告書 ・帰国確認報告書(厚生労働省通知様式第8号) ・帰国時アンケート ・連絡先登録票	
	5月頃 看護師免許が届いた後	<ul style="list-style-type: none"> <li>在留資格変更手続き 最寄りの入国管理局にて手続:EPA看護師候補者→EPA看護師へ在留資格を変更</li> <li>通常3年間(例外あり)の在留資格が与えられ、3年ごとに更新を行う。</li> </ul>		
	6月頃 在留資格変更許可がおりた後	JICWELSへ提出 ・看護師としての雇用契約書(若しくは労働条件通知書) ・在留カードの写し		
合格した年の翌年	1月	法務省通知様式定期報告の提出 毎年提出が必要 それぞれの定期報告の様式については最終ページ参照		
次回の在留資格更新申請許可後 通常であれば在留資格変更許可後から3年後		厚生労働省通知様式定期報告の提出 在留資格更新毎に提出が必要 JICWELSへ提出書類 ・厚生労働省通知様式第1-4「受入れ施設の要件遵守状況の報告(病院)」 ・厚生労働省通知様式第3「雇用契約の要件(同等報酬要件)遵守状況の報告」 ・様式第3別紙「看護師等に対する同等報酬について」		

## (定期報告様式について)

定期報告様式(看護師コース)	
厚生労働省通知様式	厚生労働省通知様式第1-1「受入れ施設の要件遵守状況の報告(病院)」 様式第1-1別紙「看護基準等変更報告」 厚生労働省通知様式第2-1「研修の実施状況の報告(病院)」 様式第2-1-2別紙「研修評価表(研修責任者記載)」 様式第2-1-2別紙「研修評価表(候補者記載)」 厚生労働省通知様式第3「雇用契約の要件(同等報酬要件)遵守状況の報告」 様式第3別紙「看護師等に対する同等報酬について」
法務省通知様式	「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」に基づく定期報告 (※受入れ施設所在地や受入れた候補者氏名等の情報の報告の他、雇用契約・受入れ施設の要件・研修計画の内容・研修責任者について変更の有無を報告)

(随時報告様式について)

その他の随時報告等

【参考資料】8-2

事案	手続き内容	報告先	備考	
候補者が死亡した場合	厚生労働省通知様式第5-1 「死亡報告書」	JICWELS	候補者の死亡確認後、遅くとも1週間以内に提出してください。	
	法務省への報告(任意様式)		※JICWELSを通して法務省に提出されます。	
候補者が失踪した場合	厚生労働省通知様式第5-2 「失踪報告書」		候補者の失踪判明次第、遅くとも1週間以内に提出してください。	
	法務省への報告(任意様式)		※JICWELSを通して法務省に提出されます。	
候補者が不法就労活動に従事していた場合	厚生労働省通知様式第5-3 「不法就労活動報告書」		候補者が入管法に違反して収入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動を行っていることが判明次第、遅くとも1週間以内に提出してください。	
	法務省への報告(任意様式)		※JICWELSを通して法務省に提出されます。	
雇用契約を終了する場合	厚生労働省通知様式第6 「雇用契約終了報告書」		雇用契約を終了することを決定次第、雇用契約終了に先立ち、予め提出してください。	
	法務省への報告(任意様式)		※JICWELSを通して法務省に提出されます。	
候補者が帰国する場合	厚生労働省通知様式第8 「帰国確認報告書」		候補者の帰国日から、2週間以内に提出して下さい。	
受入れ施設を変更する場合	厚生労働省通知様式第4 「在留資格変更報告書」			在留資格の変更許可を受けてから2週間以内に提出してください。
在留資格を変更し、EPA以外の活動に変更する場合				
新たにEPA看護師・介護福祉士を雇用する場合				
雇用している外国人が、EPA以外についての在留資格から、EPAについての在留資格に変更した場合				
候補者が重大な疾病にかかった場合、又は死亡した場合				
国家資格取得後	在留資格変更	地方入国管理局 (支局、出張所)	看護師国家試験に合格し、経済連携協定に基づき看護師として就労する場合	

# 2025年度入国ベトナム人介護福祉士候補者受入れ後の各種手続きについて【参考資料】9

年	時期	手続内容	手続窓口	備考
2025	6月4日	入国日	—	
	7月29日～8月5日	導入研修及び就労ガイダンス【参考資料1,2参照】	JICWELS	
	8月6日	日本語等研修終了・日本語等研修会場への出迎え、施設までの引率	JICWELS	受入機関(施設)のご担当者は、日本語等研修会場まで候補者を出迎え、受入施設までの引率をお願いいたします。
	8月7日	就労開始	—	
		転入届の提出	市区町村窓口	日本語等研修終了後、新しい居住地へ引っ越してから、 <b>14日以内</b> に本人が居住する市区町村役場に転入届を提出して下さい。
	8～9月	外国人雇用状況の届出	ハローワーク	雇い入れた日の属する月の翌月10日までにハローワークにご提出下さい。
	8～9月	介護研修プログラムの提出	JICWELS	介護研修計画に基づく「介護研修プログラム」(国家試験分まで)を作成して下さい。
	10月	滞在管理費のお支払い	JICWELS	20,000円(税別)/1名、1年間当たりをJICWELSへお支払下さい。
2026	1月	厚生労働省通知様式定期報告及び法務省通知様式定期報告の提出 それぞれの定期報告の様式については後ページ参照	JICWELS	1月1日現在の状況を毎年2月20日までに提出して下さい。
	5月	滞在管理費のお支払い	JICWELS	20,000円(税別)/1名、1年間当たりをJICWELSへお支払下さい。
	4～6月	在留期間更新手続き	各地方入国管理局 (支局、出張所)	在留期間満了の3ヵ月前から手続きが可能です。
	6月5日	<b>在留資格更新締切期限</b>		
2027	1月	厚生労働省通知様式定期報告及び法務省通知様式定期報告の提出 それぞれの定期報告の様式については後ページ参照	JICWELS	1月1日現在の状況を毎年1月20日までに提出して下さい。
	5月	滞在管理費のお支払い	JICWELS	20,000円(税別)/1名、1年間当たりをJICWELSへお支払下さい。
	4～6月	在留期間更新手続き	各地方入国管理局 (支局、出張所)	在留期間満了の3ヵ月前から手続きが可能です。
	6月5日	<b>在留資格更新締切期限</b>		
2028	1月	厚生労働省通知様式定期報告及び法務省通知様式定期報告の提出 それぞれの定期報告の様式については後ページ参照	JICWELS	1月1日現在の状況を毎年2月20日までに提出して下さい。
	5月	滞在管理費のお支払い	JICWELS	20,000円(税別)/1名、1年間当たりをJICWELSへお支払下さい。
	4～6月	在留期間更新手続き	各地方入国管理局 (支局、出張所)	在留期間満了の3ヵ月前から手続きが可能です。
	6月5日	<b>在留資格更新締切期限</b>		介護福祉士国家試験受験の手続きをお願いいたします。
	8月～9月	<b>介護福祉士国家試験出願手続き</b>	社会福祉振興・試験センター	介護福祉士国家試験受験の手続きをお願いいたします。
2029	1月	厚生労働省通知様式定期報告及び法務省通知様式定期報告の提出 それぞれの定期報告の様式については後ページ参照 介護福祉士国家試験	JICWELS	1月1日現在の状況を毎年1月20日までに提出して下さい。
	3月	介護福祉士国家試験合格発表		
	3月～4月上旬	随時報告 厚生労働省通知様式第7-2「介護福祉士国家試験合格結果報告書」 EPA統合システム( <a href="https://jicwels.net/fac/Account/Login">https://jicwels.net/fac/Account/Login</a> )より提出	JICWELS	合否判明後速やかに提出

合格後の手続き		
合格した年	4月	・滞在管理費のお支払い 10,000円(税別)/1名 1年間当たりのJICWELSへのお支払い ・介護福祉士登録の申請(社会福祉振興・試験センターにて申請)
	5月頃 介護福祉士登録証が届いた後	・在留資格変更手続き 最寄りの入国管理局にて手続:EPA介護福祉士候補者→EPA介護福祉士へ在留資格を変更 通常3年間(例外あり)の在留資格が与えられ、3年ごとに更新を行う。
	6月頃 在留資格変更許可が おりた後	JICWELSへ提出 ・介護福祉士としての雇用契約書(若しくは労働条件通知書) ・在留カードの写し
合格した年の翌年	1月	法務省通知様式定期報告の提出 毎年提出が必要 それぞれの定期報告の様式については最終ページ参照

### 雇用契約を終了し、帰国する場合の手続き

JICWELSへ提出書類 ※EPA統合システム(<https://jicwels.net/fac/Account/Login>)より提出  
 ・雇用契約終了報告書(厚生労働省通知様式第6号) ・地方入国管理局報告向け 雇用契約終了報告書  
 ・帰国確認報告書(厚生労働省通知様式第8号) ・帰国時アンケート ・連絡先登録票

次回の在留資格更新申請許可後 通常であれば在留資格変更許可後から3年後	厚生労働省通知様式定期報告の提出 在留資格更新毎に提出が必要 JICWELSへ提出書類 ・厚生労働省通知様式第1-4「受入れ施設の要件遵守状況の報告」 ・厚生労働省通知様式第3「雇用契約の要件(同等報酬要件)遵守状況の報告」 ・様式第3別紙「看護師等に対する同等報酬について」
--	--

### (定期報告様式について)

定期報告様式(介護福祉士コース)	
厚生労働省通知様式	厚生労働省通知様式第1-2 「受入れ施設の要件遵守状況の報告(介護施設)」 厚生労働省通知様式第2-2「研修の実施状況の報告(介護施設)」 様式第2-1-2別紙「研修評価表(研修責任者記載)」 様式第2-1-2別紙「研修評価表(候補者記載)」 厚生労働省通知様式第3 「雇用契約の要件(同等報酬要件)遵守状況の報告」 様式第3別紙「看護師等に対する同等報酬について」
法務省通知様式	「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」に基づく定期報告 (※受入れ施設所在地や受入れた候補者氏名等の情報の報告の他、雇用契約・受入れ施設の要件・研修計画の内容・研修責任者について変更の有無を報告)

(随時報告様式について)

その他の随時報告等

【参考資料】9-2

事案	手続き内容	報告先	備考	
候補者が死亡した場合	厚生労働省通知様式第5-1 「死亡報告書」	JICWELS	候補者の死亡確認後、遅くとも1週間以内に提出してください。	
	法務省への報告(任意様式)		※JICWELSを通して法務省に提出されます。	
候補者が失踪した場合	厚生労働省通知様式第5-2 「失踪報告書」		候補者の失踪判明次第、遅くとも1週間以内に提出してください。	
	法務省への報告(任意様式)		※JICWELSを通して法務省に提出されます。	
候補者が不法就労活動に従事していた場合	厚生労働省通知様式第5-3 「不法就労活動報告書」		候補者が入管法に違反して収入を伴う事業を運営する活動や報酬を受ける活動を行っていることが判明次第、遅くとも1週間以内に提出してください。	
	法務省への報告(任意様式)		※JICWELSを通して法務省に提出されます。	
雇用契約を終了する場合	厚生労働省通知様式第6 「雇用契約終了報告書」		雇用契約を終了することを決定次第、雇用契約終了に先立ち、予め提出してください。	
	法務省への報告(任意様式)		※JICWELSを通して法務省に提出されます。	
候補者が帰国する場合	厚生労働省通知様式第8 「帰国確認報告書」		候補者の帰国日から、2週間以内に提出して下さい。	
受入れ施設を変更する場合	厚生労働省通知様式第4 「在留資格変更報告書」			在留資格の変更許可を受けてから2週間以内に提出してください。
在留資格を変更し、EPA以外の活動に変更する場合				
新たにEPA看護師・介護福祉士を雇用する場合				
雇用している外国人が、EPA以外についての在留資格から、EPAについての在留資格に変更した場合				
候補者が重大な疾病にかかった場合、又は死亡した場合		大使館への報告(任意様式)		
国家資格取得後	在留資格変更	地方入国管理局 (支局、出張所)	介護福祉士国家試験に合格し、経済連携協定に基づき介護福祉士として就労する場合	